

## 東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年5月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東近江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年東近江市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。